

財団法人 畜産環境整備機構定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 機構は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門五丁目 1 2 番 1 号に置く。

2. 機構は、従たる事務所を福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1 番地に置く。

(目 的)

第 3 条 機構は、畜産経営、食肉流通及び生乳・牛乳流通の環境整備のために必要な施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）の貸付け、畜産経営の環境整備に関する技術の開発及び普及等の事業を実施し、もって畜産経営の安定的発展並びに食肉流通及び生乳・牛乳流通の合理化に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設等の貸付けに関する事業
- (2) 畜産経営、食肉流通及び生乳・牛乳流通の環境整備に関する調査及び研究
- (3) 畜産経営、食肉流通及び生乳・牛乳流通の環境整備に関する情報の収集及び提供
- (4) 畜産経営、食肉流通及び生乳・牛乳流通の環境整備に関する研修会及びシンポジウムの開催
- (5) 畜産経営の環境整備に関する技術開発及び普及
- (6) 畜産経営の環境整備に関する技術開発の助成
- (7) その他機構の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 業 務 方 法 書

(業務方法書)

第 5 条 機構は、業務方法書を定めるものとする。

2. 業務方法書には、次に挙げる事項を規定するものとする。

- (1) 施設等の貸付に係る次に掲げる事項
 - ア. 相手方及び施設等の範囲
 - イ. 貸付けの条件
 - ウ. 貸付契約の締結
 - エ. 専門委員会に関する事項
- (2) その他機構の事業の運営に関する重要な事項

3. 機構は、業務方法書を定めるに当たっては、理事会の議決を経た後、農林水産大臣の承認を受けるものとする。これを変更する場合についても同様とする。

第 3 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第6条 機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 機構の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 機構の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2. 機構の資産のうち基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

3. 資産のうち現金は、次の各号に掲げる方法によって運用する。

- (1) 農林中央金庫、銀行若しくは信託銀行への預貯金又は金銭信託
- (2) 国債、地方債、金融債その他確実な有価証券の保有

(借入金)

第9条 機構は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入をすることができる。

2. 機構は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(経費の支弁)

第10条 機構の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 機構の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出をすることができる。

3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(会計書類等)

第13条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに次の書類を作成し、監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3. 理事長は、第1項の書類について、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3か月以内にこれを第2項の監査報告書とともに農林水産大臣に提出しなければならない。

4. 理事長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第 4 章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第14条 機構に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 常務理事 1人

(3) 理事 9人以上12人以内(理事長及び常務理事を含む。)

(4) 監事 1人又は2人

2. 理事及び監事は、評議員会において選任する。
3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
5. 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
(役員職務)

第15条 理事長は、機構を代表し、機構の業務を総理する。

2. 常務理事は、理事長を補佐して日常の業務を掌握し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織して機構の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は農林水産大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の多数による議決に基づいて、解任することができる。

この場合には、機構は、その理事会及び評議員会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2. 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第19条 機構に、評議員9人以上12人以内を置く。

2. 評議員は、理事会の選任に基づき、理事長が委嘱する。

3. 評議員は、評議員会を組織し、この定款に別に定めるもののほか、必要と認める事項について理事長に助言する。

4. 評議員会は、理事長が必要と認めたとき招集する。

5. 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

6. 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(規定の準用)

第20条 第16条から第18条までの規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び評議員会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集等)

第22条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3. 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

4. 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

5. 理事会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知してしなければならない。

(権能)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、機構の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

2. 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに機構に到着しないときは無効とする。

3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を機構に提出しなければならない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上がこれに署名捺印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 前項の議事録は、事務所に備えつけておかなければならない。

(規定の準用)

第27条 第22条第5項、第24条、第25条及び前条の規定は、評議員会に準用する。

この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 事 務 局 等

(事務局等)

第28条 機構に事務局を置く。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3. 理事長は、主たる事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えつけておかなければならない。

(1) 定 款

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書

- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
4. 前項の第1号から第4号まで及び第13条1項の資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第30条 機構は、その目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第31条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときには、理事会において、出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の許可を得て機構の目的と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(細 則)

第32条 この定款に定めるもののほか、機構の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、昭和51年9月16日から施行する。
2. 協会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和52年3月31日に終わるものとする。
3. 協会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとする。
4. 協会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後、当初の事業年度内に開催される最後の理事会の終了の日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和53年9月11日）から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和57年10月22日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成6年3月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成8年7月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成9年10月28日）から施行する。ただし、施行の日に在職している役員及び評議員の任期については、変更後の寄附行為第15条第1項又は第18条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成11年12月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成14年7月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成15年11月10日）から施行する。ただし、第3条から第5条までの変更規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年4月1日）から施行する。